

令和5年度福島県立光南高等学校入学者選抜 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程募集要項

〒969-0227 福島県西白河郡矢吹町田町532番地
電話 (0248) 42-2205

1 募集定員

別に公告した募集定員（200名）から、前期選抜及び後期選抜の合格者数を除いた数とする。

2 出願資格

出願資格については、次の(1)又は(2)の条件を満たす者とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程において不合格とされた者
- (2) 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程又は後期選抜に出願し、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者

3 出願期間

令和5年3月27日（月）とする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、午後4時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められた場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

4 出願手続き及び提出書類

次の(1)～(4)の書類を、3月27日（月）までに中学校長を通して、本校校長へ提出する。なお、(1)、(2)、(4)については、高校教育課 Web ページからダウンロードする。本校校長は受験資格を認めた者に対して、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票」を交付する。

(1) 入学願書

前期選抜、連携型選抜又は後期選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜、連携型選抜又は後期選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」又はその写しを入学願書の裏面に貼付する。

定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

(2) インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願

追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入する。

(3) 調査書

ただし、年齢20歳以上の者については、提出を免除することができる。

(4) 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票

志願者が、中学校名、志願者氏名及び志願学科を記入する。

5 自己申告書の提出

令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に示した「第2前期選抜」の「1出願」の「9自己申告書の提出」（4ページ参照）に定めるところによる。

ただし、提出期間は、令和5年3月27日（月）午前9時から午後4時までとする。

6 選抜方法・選抜資料

調査書、面接及び作文を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

調査書

志願者についての客観的かつ公正な資料とする。

- (1) 調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定を合計し、135点満点とする。
- (2) 調査書の「特別活動等の記録」については点数化し、55点満点とする。
- (3) 調査書は、上記(1)、(2)の満点の合計の190点満点とする。

面接

志願者のよさを適切に評価する観点から、個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（数学、外国語（英語））を含む。

面接は点数化し、70点満点とする。

作文

志願者全員に対して作文を実施する。与えられたテーマについて、600字程度で自分の考えや感想を述べる作文とし、時間は50分とする。

作文は点数化し、30点満点とする。

7 面接及び作文の日時及び会場等

- (1) 日時 **令和5年3月28日（火）午前9時～**
＜受付＞ 午前8時10分～8時25分 本校東校舎昇降口
＜点呼＞ 午前8時30分より（各検査場兼控室）
＜開始＞ 午前9時より（作文、面接の順に行う）
- (2) 会場 **本校教室等**

8 持参物

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票
- (2) 上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、自習教材（または本）
また、以下のものは持ち込まないこと。
 - ① 携帯電話、スマートフォン等の通信機器
 - ② 計算機能、電子辞書等の言語表現機能を有する機器
 - ③ 通信機能や計算機能のある時計（学力検査場には時計が設置してあります。）

9 合格者発表

- (1) 令和5年3月29日（水）午後3時以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

10 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（県教育委員会所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

11 その他

本要項記載のないものについては、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。